

福 歯 発 第 2 3 号
平成31年4月26日

各 会 員 様

公益社団法人福島県歯科医師会
(公 印 省 略)

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」について

平素より本会会務運営に格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、本年4月1日より順次施行されております。ついては、ご参考までに関連リーフレットをお送りいたしますので、ご活用下さるようお願いいたします。

なお、厚生労働省ホームページ内に「働き方改革特設サイト」も設置されておりますので、あわせてご覧ください（本会HP（>会員ページ>医療管理委員会）にもリンクを張りました）。

記

〔別添〕

- ・ 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」について（情報提供）平成31年4月4日付/公益社団法人日本歯科医師会 事務連絡 ※裏面
- ・ 事業主の皆様へ「働き方」が変わります！！（リーフレット）

2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されています！


ポイント

- ・ 時間外労働の上限規制が導入
- ・ 年次有給休暇の確実な取得（事業主の時季指定義務）
- ・ 正社員と非正規社員間の不合理な待遇差が禁止

あわせて…

- ・ 取引先に対する短納期発注などを抑制し、労働時間を適正化

（事務担当：医療管理係 TEL024-523-3266）

会 長	副会長	専務理事	常務理事	理 事	局 長	次 長	参 事	主 任	担当者
									

事務連絡
平成 31 年 4 月 4 日
(医療管理・情報管理課扱い・メール)

都道府県歯科医師会 御中

公益社団法人 日本歯科医師会

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」について(情報提供)

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、2019年4月1日より順次施行とされております。ついては、ご参考まで別添のとおりリーフレット等をお送りしますので、貴会会員への周知にご活用いただければと存じます。

また、厚生労働省ホームページ内に「働き方改革特設サイト」も設置されておりますので、あわせてご覧ください。

<別 添>

【リーフレット】

- 『働き方』が変わります！！
- 「応援します！あなたの会社の働き方改革！」

【パンフレット】

- 「働き方改革～一億総活躍社会の実現に向けて～」

<参 考>

- 「働き方改革」の実現に向けて
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>
- 働き方改革特設サイト(支援のご案内)
<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/>



事業主の皆さまへ

「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から
働き方改革関連法が順次施行されます

Point
1

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます!

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、
複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

⇒時間外労働ができる時間数を設定し、労働基準監督署に届け出ていただく際の様式と記載例を
厚生労働省HPにアップしました。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html

Point
2

施行：2019年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得が必要です!

使用者は、10日以上の子年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、

毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

⇒時季指定の仕方など、具体的な付与の仕組みを整理した資料を厚生労働省HPにアップしました。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html

Point
3

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

正社員と非正規社員の間で不合理な待遇差が禁止されます!

同一企業内において、

正社員と非正規社員（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、

基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

⇒改正法への対応に向けた手順など、取組の参考となる情報を厚生労働省HPにアップしました。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>

「働き方」に関する詳細・お悩みは【相談窓口】へ



改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

相談窓口のご案内









法律JNSP

■ 働き方改革関連法に関する相談については、以下の相談窓口をご活用ください。

<p>労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー</p>	<p>時間外労働の上限規制や年次有給休暇などに関する相談に応じます。 ▶検索ワード：労働基準監督署 http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/</p> 
<p>都道府県労働局 【パートタイム労働者、有期雇用労働者関係】 雇用環境・均等部（室） 【派遣労働者関係】 需給調整事業部（課・室）</p>	<p>正社員と非正規社員（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。 ▶検索ワード：都道府県労働局 http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/</p> 

課題解決の支援

■ 働き方改革の推進に向けた課題を解決するために、以下の相談窓口をご活用ください。

<p>働き方改革 推進支援センター</p>	<p>働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：働き方改革推進支援センター http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html</p> 
<p>産業保健総合支援 センター</p>	<p>医師による面接指導等、労働者の健康確保に関する課題について、産業保健の専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：産業保健総合支援センター https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/sodan/tabid/122/Default.aspx</p> 
<p>よろず支援拠点</p>	<p>生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：よろず支援拠点 https://yorozu.smrj.go.jp/</p> 
<p>商工会 商工会議所 中小企業団体中央会</p>	<p>経営改善・金融・税務・労務など、経営全般にわたって、中小企業・小規模事業者の取組を支援します。 ▶検索ワード：全国各地の商工会WEBサーチ http://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754 ▶検索ワード：全国の商工会議所一覧 https://www5.cin.or.jp/ccilist ▶検索ワード：都道府県中央会 https://www.chuokai.or.jp/link/link-01.htm</p>   
<p>ハローワーク</p>	<p>求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。 ▶検索ワード：ハローワーク http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/</p> 
<p>医療勤務環境改善支援 センター</p>	<p>医療機関に特化した支援機関として、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的なサポートをします。 ▶検索ワード：いきサポ https://iryou-kinmukankyoku.mhlw.go.jp/information/</p> 

その他

その他の相談窓口